

資 料	市営住宅条例の一部改正に伴う意見公募について	平成24年7月27日 建設部建築住宅課
------------	-------------------------------	------------------------

■市営住宅条例を改正することに至った背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、公営住宅法（昭和26年法律第193号）の一部が改正され、これまで、同法などで全国一律に定められていた「市営住宅に入居できる方の収入に関する基準と市営住宅の整備基準」が見直され、地方自治体がそれぞれの判断に基づき・条例で規定することで対応することとなりました。

これに伴い、江別市では、改正における対応について検討を進めております。

この度はその対応のための案について、市民の声をお聴きするため、意見公募を行います。

■市営住宅条例の改正(案)についての考え方

市営住宅の入居収入基準及び整備基準について、法律・政令・省令で定められていた基準に基づき、江別市の公営住宅を適正かつ安全に運営・管理することを検討した結果、次のとおり判断しました。

(1) 入居収入基準

本来階層は公営住宅法施行令（政令）の参酌基準（現行基準）、裁量階層は市独自の基準（現行基準）とします。

現行基準は平成21年度に改正したもので、改正時に入居収入基準額を大きく引き下げたばかりであるほか、現在、交通利便性が低い住宅においては募集しても応募がないこともあることから、これらを総合的に検討した結果、住宅のセーフティネットとしての機能は現行基準で十分確保できると判断しました。

(2) 整備基準

国土交通省令の参酌基準を維持しながら、積雪寒冷地に配慮した基準とします。

国の定めた参酌基準に基づいて市営住宅を適正に整備することを検討した結果、参酌基準を維持しつつ、江別の気候や地域景観に配慮しながら、入居者や地域住民の良好な居住環境を確保していくことが適切であるとの結論に達しました。

■市営住宅条例の改正(案)の内容

①市営住宅の入居収入基準

区 分	現行基準	政令基準	市の基準(案)
本来階層	15万8千円 (11万4千円)	15万8千円(参酌) (11万4千円)	15万8千円 (11万4千円)
裁量階層 (高齢者・子育て世帯等)	21万4千円 (13万9千円)	25万9千円(上限) (15万8千円)	21万4千円 (13万9千円)

※カッコ内は改良住宅の基準

②市営住宅の整備基準

項目	国の基準(参酌基準)	市の基準(案)
総則	<ul style="list-style-type: none"> 健全な地域社会の形成と良好な居住環境の確保 建設及び維持管理に要する費用の縮減 	国の基準に加え積雪寒冷地に配慮した基準
敷地の基準	<ul style="list-style-type: none"> 災害や公害、入居者の利便性等を考慮して敷地を選定 敷地の安全性の確保、雨水、汚水排水処理施設の設置 	国の基準どおり
住宅の基準	<ul style="list-style-type: none"> 入居者の居住環境の阻害の防止等を配慮した住棟配置 防火、避難、防犯、省エネ、遮音、構造、設備配管等の基準 床面積の合計は25㎡以上 台所、水洗便所、洗面設備、浴室、テレビ受信設備等の設置 シックハウス対策及び住戸、共用部分のバリアフリー化 自転車置き場、物置、ごみ置場等付帯施設の設置 	国の基準どおり
共同施設の基準	<ul style="list-style-type: none"> 児童遊園、集会所、広場、緑地及び敷地内通路の適正配置 敷地内の階段のバリアフリー化 	国の基準どおり

■施行期日

平成25年4月1日(予定)

■参考資料

- 公営住宅法 抜粋
- 公営住宅法施行令 抜粋
- 公営住宅等整備基準